

平成26年度 第4回琉球大学動物実験委員会議事要旨

1. 日 時 平成26年11月18日(火) 9:00～10:00
2. 場 所 第一研修室(大学本部棟2階)
3. 出席者 高山委員長(医学部)、佐喜真委員(法文学部)、桑原委員(観光産業科学部)、池田委員(理学部)、作道委員(医学部)、佐野委員(農学部)、姜委員(工学部)、上田委員(医学部)、伊村委員(農学部)、城田委員(財務部)、大濱委員(総合企画戦略部)、光武委員(施設運営部)
4. 陪席者 船木研究推進課長、岩本研究推進係主任、砂川再雇用職員

5. 議 事

審議に先立ち委員長から、平成26年度第3回動物実験委員会の議事要旨について説明があり、了承された。

－審議事項－

(1) 動物実験計画書の審査について(5883～5889)(7件)

7件の動物実験計画書の申請があり、審査の結果、別紙のとおり各申請について承認「可」又は指摘事項等があった。指摘された実験計画書については、指摘事項の修正等を委員会で確認後、承認することです承された。

(2) 動物実験計画(変更・追加)承認申請書について(2件)

2件の動物実験計画(変更・追加)承認申請があり、審査の結果、別紙のとおり各申請について承認「可」又は指摘事項等があった。指摘された申請書については、指摘事項の修正等を委員会で確認後、承認することです承された。

(3) 飼養保管施設承認申請書について(1件)

1件の「飼養保管施設承認申請書」があり、審査の結果、後日、現場確認し適正かどうか判断し、不適切な点があれば改善を求めることとなった。

(4) 緊急時に対応するための計画作成について

文科省が4月及び10月に実施した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針等の遵守の徹底について」にあたってのアンケート調査内容が報告され、その中で、本学では緊急時に対応するための計画が未整備となっており、平成27年3月末までに作成し、結果を文科省へ報告することとしていることから、作成を急ぐ必要があることが説明された。

また、関連して本学規則では、計画作成は「管理者」が作成することとなっているが、「管理者」の定義が曖昧で明確になっていないことから、計画作成にあたっては、「管理者」の定義についても検討する必要があることが説明された。

審議の結果、「罰則規程」の追加等も含めて、来年1月の委員会までに全体的な規則の見直しを行い改めて提案することとなった。

(5) 動物実験規則における罰則規定について

前回の委員会です承された案(規則等違反等を知り得た者は委員会へ報告する。)について、総務課法規担当職員へ確認した内容が次のように説明された。

- ・「管理者」がいるのに、いきなり「委員会」では順序が違うのではないか。
- ・「委員会」とすると、何処の誰に報告するのか不明であること、また、委員会の任務に違反問題を審議する事項も入っていない等、まだ整合性がとれていない。

審議の結果、「管理者」等の定義も含め全体的な見直しの中で改めて検討することとなった。

6. その他

(1) 「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」等に関する説明会報告

11月12日、東京で開催された説明会に出席した副委員長から、以下の対応を急がなければならないことが報告された。

- ・本学で未公開の「使用動物の匹数および種類、実験施設数など」も情報公開すべき項目であること。
- ・本学では実験終了報告書等の提出を徹底し、自己評価及び外部検証を実施する必要があること。

(2) 動物実験計画書 Web 入力システムについて

委員長より、Web 入力システムが完成し、近いうちに事務担当者向けの説明会を行い、来年1月頃に教員向けの説明会を実施した上で、来年度初めから本格実施したい旨の説明がされた。

※ 次回の開催は、平成27年1月20日(火)となった。